

ケアハウス希望の里 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人希望会
法人所在地	千葉県匝瑳市栢田8646-1
代表者氏名	理事長 石田雅男
電話番号	0479-67-5613

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス希望の里
施設の所在地	千葉県匝瑳市栢田8646-1
施設長名	石田雅章
電話番号	0479-67-5613 施設携帯 080-4932-0833
FAX番号	0479-67-5615

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居住サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。
施設運営の方針	施設の運営管理については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害時緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

4. 施設サービスの概要

種類	内容
食事	・栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 【食事時間】 朝食 午前8時より午前9時 昼食 午後0時15分より午後1時15分 夕食 午後5時15分より午後6時15分
入浴	・毎日、午後3時～午後8時に入浴を行います。

健康管理	【当施設の協力医療機関】国保匠瑳市民病院、嶋田総合病院 【当施設の協力歯科医療機関】川島歯科医院
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。

5. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 加藤圭介（生活相談員）

ご利用時間：毎日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0479-67-5613

※各県庁または各市役所等においても、苦情申し出ができます。

※苦情処理第三者委員 氏名 角田 敬一 評議員

氏名 林 正夫 監事

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

6. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

来訪・面会	午後9時から翌朝6時まで正面玄関を閉めますので、この時間帯は宿直の職員に連絡し、職員玄関を利用して下さい。
外出・外泊	外出外泊は自由ですが、3時間以上の外出は外出届を、外泊は外泊届を、職員に提出して下さい。
防災	煙草の不始末、電磁調理器、アイロン、コタツ、アンカ等の消し忘れののないよう火災防止に十分注意して下さい。
掃除、洗濯	居室の掃除及び衣類等の洗濯は、各自で行うことになっています。
その他	相談事、心配事のあるときは、気軽に申し出て下さい。

7. 感染症の発生及びまん延防止

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的実施します。

8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するケアハウス希望の里の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図

るための計画(業務継続計画)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備します。
- (3) 定期的に避難のほか必要な訓練を行います。

(非常災害の対応) 防火、避難に関する消防計画書の作成。

(防火設備) 自動火災報知機・誘導灯・消火器

(防火訓練) 総合避難訓練、夜間避難訓練を定期的実施。

(防火責任者) 石田 雅章

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行う

ことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察ならびに検討内容について記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- (3) 一時性・・・利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが

なくなれば、直ちに身体的拘束等をとく場合。

1 2. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するケアハウスの入居サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対するケアハウスの入居サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

説明担当者 石田雅章

令和 年 月 日

同意者欄

入所者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元保証人

住 所 _____

氏 名 _____ 印